

愛知県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定める。

(選定権者及び選定対象等)

第2条 専門医療機関は、愛知県内(名古屋市を除く)に所在地を有する保険医療機関を選定対象とし、保険医療機関からの申請に基づき愛知県知事(以下「知事」という。)が選定する。

2 治療拠点機関は、前項により選定された専門医療機関のうち、治療拠点機関の選定を希望する医療機関からの申請に基づき知事が選定する。

(選定の種別)

第3条 専門医療機関は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症を対象の依存症とする。ただし、全ての対象の依存症について専門医療機関の選定基準を満たしている必要はなく、全ての対象の依存症について治療を行っていない場合であっても、診療対象の依存症に対する専門医療機関として選定する。治療拠点機関についても同様の取扱いとする。

(選定箇所数及び選定期間)

第4条 治療拠点機関の選定箇所数は依存症種別ごとに1か所とし、選定期間は3年とする。ただし、再選定は妨げない。

また、専門医療機関については、選定箇所数及び選定期間の定めはない。

(選定基準)

第5条 専門医療機関及び治療拠点機関(以下「専門治療機関等」という。)の選定基準は、それぞれ別紙「愛知県専門医療機関選定基準」及び「愛知県治療拠点医療機関選定基準」のとおりとする。

2 県はこれらの選定基準を改正した場合は、必要に応じて、その内容を既に選定された専門医療機関等に周知し、改正後の選定基準を満たしているか確認しなければならない。

3 前項の確認の結果、改正後の選定基準を満たさないと判断される専門医療機関等については、第9条に定める選定の取り消し手続きを行う。

(申請手続)

第6条 専門医療機関等に選定されることを希望する保険医療機関の開設者は、「愛知県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定申請書」(様式1)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(審査等)

第7条 知事は前条に基づく申請書の提出を受けた場合、第5条第1項の基準に基づき審査を行い、専門医療機関又は治療拠点機関を選定する。なお、選定に当たっては、専門的見地からの助言を得るために設置した依存症専門医療機関等選定会議(以下「選定会議」という。)における協議結果を踏まえるものとする。

- 2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合には、申請者に対して補正を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は、申請者に対し追加の添付書類の提出を求めることができる。
- 4 知事は、専門医療機関等を選定した場合は、「愛知県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定通知書」(様式2)により申請者に通知する。

(現況確認)

第8条 専門医療機関等は毎年1月末までに別に定める「現況報告書」(様式5)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の現況報告書により、各専門医療機関等が各々の選定基準を満たしているか確認し、選定会議において報告することとする。

(選定の取り消し)

第9条 第5条の選定要件を満たさなくなった専門医療機関等は、知事に対して速やかに辞退届(様式3)を提出しなければならない。

- 2 知事は前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、取消通知書(様式4-1)を交付する。
- 3 知事は、すでに選定された専門医療機関等が、第5条で定める選定基準を満たしていないと判断される場合及び第8条の現況確認において選定基準を満たさないと判断される場合は、選定を取り消すことができるものとする。なお、取消に当たっては選定会議における協議結果を踏まえる。また、この場合は、取消通知書(様式4-2)により、その旨を当該専門医療機関等に通知する。

(公表)

第10条 知事は、選定した専門医療機関等について、県ホームページに掲載することによって公表する。

(その他)

第11条 専門医療機関は、専門医療機関であることを広告することができる。また、治療拠点機関も同様とする。広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症の種別を併せて明示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から適用する。